

## 風雷神 Jr バスケットボールクラブ運営規約(任意団体)

### 第1条(クラブ目的)

群馬県内の小学生・中学生を対象としてバスケットボール技術の向上や基礎体力の構築を目的として活動。  
小学生から中学生はバスケットボール選手としてのキャリアにおいて大変重要な時期であるので様々な技術練習や知識を与え、能力向上をさせる事。

### 第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

風雷神jrバスケットボールクラブ  
FU-RAIJIN jr Basketball Club

### 第3条(事務局所在地)

このクラブの事務局を以下に置く。

〒371-0013  
群馬県前橋市西片貝町2-16-18アミックビル  
ライフライン・サポート株式会社 内

### 第4条(クラブ会員)

群馬県内及び県外の小学生・中学生(男女)が対象とする。

### 第5条(クラブ入会条件)

- ① 入会金は無料とする。
- ② クラブ名簿への登録を原則として行うものとする。
- ③ 風雷神オリジナルTシャツ、パンツの購入する事を条件とする。(Tシャツ3,500円 パンツ4,500円)
- ④ バスケットボールと真剣に向き合い、一生懸命練習に取り組む事を条件とする。

### 第6条(退会、強制退会)

- ① 風雷神役員に申し入れをする事で退会を認めるものとする。
- ② 月会費等の支払いに3か月以上の滞りがある場合、役員判断で退会した事を認めるものとする。
- ③ 参加者に対し練習の妨げ、且つ迷惑を被る行為がある場合、役員判断で強制的に退会を命ずるものとする。
- ④ 施設、施設管理の定め反する行為がある場合、役員判断で強制的に退会を命ずるものとする。

## 第7条(役員)

このクラブに以下の役員を置く。

代表	1名
副代表	若干名
会計	若干名
相談役	若干名
指導者	若干名

## 第8条(役員の任期)

役員の任期は特に定めないものとする。

## 第9条(代表)

代表はクラブを代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第10条(運営)

- ① JBA公認コーチ資格保有者複数名を必ず在籍させる。
- ② 重要事項については、役員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。
- ③ 運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第11条(参加費・クラブ運営費)

参加費

U15

- ① クラブ登録者:月額7,000円(年間登録費、大会参加費、スポーツ保険加入)
- ② クラブ非登録者(練習のみ参加):月額7,000円(スポーツ保険個人加入、大会参加費別途)
- ③ スクール参加:月額5,000円(水曜日、日曜日のみ練習可)

U12

- ① クラブ登録者:月額7,000円(年間登録費、大会参加費、スポーツ保険加入)
- ② スクール参加:月額2,000円(水曜日、金曜日のみ練習可)

原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

## 第12条(規約改正)

この規約は、役員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 第13条(物販管理)

風雷神グッズ販売は、ライフライン・サポート株式会社(代表取締役黒澤浩一)が管理する。

## 第14条(反社会的勢力の排除)

警察庁が示した暴力団排除条項モデルに準ずるものとする。

## 第15条(チーム名・ロゴ等の管理)

チーム名、ロゴについては役員の許可があれば使用できる事とする。

## 第16条(コーチ報酬について)

コーチへの報酬は練習1回につき2,000円とし、月の上限を20,000円とする。

## 附則

1.会の役員は次の会員とする。

代表	〒371-0035	群馬県前橋市岩神町4-24-22	黒澤 浩一
会計	〒371-0035	群馬県前橋市岩神町4-24-22	黒澤 浩一
相談役	〒371-0013	群馬県前橋市西片貝町3-44-1	銭谷 和雄

2.この規約は2017(平成29)年8月1日から適用する。

3.この規約、第16条は2017(平成29)年9月1日から適用する。

4.この規約、第11条は2018(平成30)年4月1日から適用する。

5.この規約、第11条は2020(令和2)年4月1日から適用する。